

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 外国為替令の一部改正

通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある技術の提供取引として経済産業大臣から通知を受けたときに許可を要するものの範囲を拡大すること。  
(第一条関係)

第二 輸出貿易管理令の一部改正

一 通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある貨物の輸出取引として経済産業大臣から通知を受けたときに許可を要するものの範囲を拡大すること。

二 経済産業大臣の輸出取引の許可を要する貨物として、軍用人工衛星等を追加する等所要の規定の整備を行うこと。  
(第二条関係)

第三 附則

一 この政令は、平成二十五年十月十五日から施行するものとする。  
(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。  
(附則第二項関係)